

令和元年 5 月 2 0 日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和元年5月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和元年5月20日（月）午後1時30分～2時45分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

推進委員 五十嵐好則委員

推進委員 安部 嘉久委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・別段面積の再検討について
 - ・令和2年度農林関係税制改正への要望について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 現況確認証明申請について
 - 議案第2号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～4番 賃借権設定
- 第6 その他
 - ・「山田としお後援会入会申し込み」への協力について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也
事務局主任主査 渡 部 達 也
事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。なお、推進委員の五十嵐好則委

員、安部嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、4月25日、会津若松地方農業委員会連合会第47回通常総会、会津若松ワシントンホテルで開催されまして、会長、事務局長が出席しております。2番、5月16日、令和元年度前期農業委員会会長・事務局長研修会、ビッグパレットふくしまで開催されまして、こちらも会長、事務局長が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会5月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、5月22日、令和元年度耕作放棄地対策担当者等会議、福島県農業総合センターで開催され、事務局が出席いたします。2番、5月27日、県選出国會議員との懇談会、参議院議員会館で開催され、会長が出席いたします。3番、2番と同日となりますが、令和元年度全国農業委員会会長大会が文京シビックホールで開催され、こちらも会長が出席いたします。続いて4番と5番、福島県農業者年金協議会第44回通常総会と令和元年度農業者年金加入推進特別研修会が、どちらも杉妻会館で開催されまして、会長が出席いたします。6番、6月7日、農地情報公開システム操作説明会、ホテルグリーンパレスで開催され、事務局が出席いたします。7番、6月20日、北塩原村農業委員会総会6月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

補足説明しますが、5月16日の会長・事務局長研修会では、相続未登記農地等の利用促進についてということで、農林水産省の経営専門官から説明がありました。それから、平成31年度の県農業会議の事業等計画の説明があり、情報事業の推進ということで、農業新聞と全国農業会議所で発行している書籍等の購入推進、それから農業者年金関係では、当村では1名加入者を見つけてほしいとのことでございました。以上でございます。それでは、ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「別段面積の再検討について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項の1点目、別段面積の再検討について説明いたします。次の農地法第3条第2項第5号の規定により、設定した別段面積について協議及び再検討を行うものでございます。初めに、別段面積について簡単に説明させていただきますが、白○の3つ目「別段面積（下限面積）」とは…というところをご覧ください。農地の売買・贈与・賃借等をする場合には、農地法第3条に基づいた農業委員会の許可が必要となります。その許可要件のひとつに、下限面積の要件がございます。農地の受け手の耕作面積（経営面積）が許可後において「原則として、北海道では2ha以上、都府県では50a以上になること」という規定がございます。これは、経営する面積があまりに小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行なわれないことが想定されるということから、許可後に経営する農地面積が一定以上の面積にならないと許可はできないとするものでございます。それが、平成21年12月に農地法が改正されまして、都府県では50aとされている下限面積が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するために、地域の実情に合わないという場合には、各市町村の農業委員会の判断で、下限面積を引き下げて、別段の面積を定めることができるようになりました。その別段面積（下限面積）について、農林水産省の通知により、毎年1回は再検討することが求められておりますので、今回、協議事項として提出させていただきました。なお、別段面積を定める基準といたしましては、農地法施行規則第17条で定められておりまして、参考として6ページに載せております。内容としましては、設定する区域は、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、別段面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること、といった基準がございまして、地域の実情に応じて、各市町村農業委員会の判断

で定められるように規定されております。3ページにお戻りください。北塩原村の別段面積の設定状況について説明いたします。1番目の白○をご覧ください。当農業委員会では、2つの区域に分けて、別段面積を定めております。大字桧原の区域が10a、大字下吉・北山・関屋・大塩の区域が30aの別段面積（いわゆる下限面積）を設定しております。白○の2つ目ですが、別段面積を設定することにより、農地を取得する場合、都府県では50a以上必要だった耕作面積が、大字桧原の区域では10a以上、その他の区域では30a以上で農地を取得することができることとなっております。別段面積の設定について協議した当時の設定理由（農業委員の意見）を4ページにまとめましたので、各自ご確認願います。また、別段面積の設定により、当村で新たに農地を取得した者の状況としまして、4ページの1番下に記載しておりますが、これまで、賃借権の設定が3件ございました。松陽台の方が関屋の農地を借りた件が1件、震災により避難されている方が下吉の農地を借りた件が1件、喜多方市の方が桧原の農地を借りた件が1件で、合計3件となります。また、参考としまして、5ページに会津地域の設定状況を載せておりますので、ご確認ください。以上の内容から、村で設定した別段面積について、修正の必要があるかどうか、ご審議いただきたいと思います。上記のとおり提出いたします。令和元年年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で別段面積の再検討についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

現状維持でいいと思います。

○議長

他にご意見はございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。別段面積につきましては、これまでどおり変更なしということでご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積の再検討について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。「令和2年度農林関係税制改正への要望について」事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。協議事項の2点目、令和2年度農林関係税制改正への要望について説明いたします。参考とする資料等につきましては、5月定例総会の通知と併せて事前に配布しておりますので、委員の皆さんには1度目を通していただいているとは思いますが、提出議案の9ページから13ページに資料を載せております。その中の12ページと13ページが、今年度末までに適用期限が切れる特例措置の一覧となっております。こちらは全部で9項目ございますが、当村において実績のあった12ページの上から3つ目「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例」、特にこちらの特例措置について、期限の延長を要望したいと考えております。事務局案としまして8ページに載せておりますのでそちらをご覧ください。まず、要望内容としましては、先ほど申し上げました「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の適用期限の延長」でございます。税目・関係条文については、記載のとおりとなります。続いて、要望理由・背景等としましては、近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増大等、多くの深刻な問題に直面しており、我々国民への食料の安定供給を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営の実現が不可欠であります。このためには、意欲と能力のある農業者が将来に渡って農業を継続し、経営の規模拡大や経営の効率化等の経営発展に取り組める環境を整備することが重要であると考えます。農業経営基盤強化準備金制度は、青色申告をする認定農業者等の農業者が受ける経営所得安定対策等の交付金を経営規模の拡大や生産管理の合理化などの経営基盤の強化のための投資、例えば農用地、農業用の建物や機械等の取得等ですね。これらに活用しやすくなるようにするための特例措置でありますので、適用期限の延長を要望するといいたしました。続きまして、活用実績については農協の方に確認させていただきました。この特例措置が設立されたのが平成19年となりまして、これまでに6人活用した実績がございます。期待される効果としましては、未利用農地の有効活用及び安定した農業経営が期待できる。本特例措置は、経営所得安定対策等の交付金を担い手の主体的な経営判断により、計画的な経営規模の拡大や経営の効率化など農業経営発展のために投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進するために極めて有効な手法であるといいたしました。以上の事務局案につきまして、協議・検討していただき、農業委員会の意見として提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、令和2年度農林関係税制改正への要望についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和2年度農林関係税制改正

への要望について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。
事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の14ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、申請人の方は〇〇〇さん、郡山市〇〇の方でございます。申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇1047番265、登記は畑、現況は宅地、面積は247㎡、桧原字〇〇1047番266、登記は畑、現況は宅地、面積は306㎡、桧原字〇〇527番11、登記は畑、現況は原野、面積は218㎡、桧原字〇〇1107番16、登記は畑、現況は原野、面積は1,203㎡、桧原字〇〇1107番51、登記は畑、現況は原野、面積は297㎡、以上5筆、面積の合計は2,271㎡でございます。証明を求める理由は土地地目変更登記のため。非農地化した経過につきましては、桧原字〇〇の土地については昭和初期の頃から耕作されておらず宅地として利用されていた。その他の農地については、昭和50年頃までは耕作していたが土地の状況等が悪く、農業用機械を入れるのも困難な場所であったため、約40年以上前から耕作しなくなり非農地化してしまったとのことでございます。調査結果についてですが、農地・非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、桧原字中原の土地は農地法施行前の昭和初期頃から耕作されておらず、宅地として利用されており、現状も宅地として利用していることを確認しました。その他の土地の現状は、雑草・雑木等が生い茂る荒地で約40年以上耕作されておらず、原野と判断しました。また、土地の状況等も悪く、農業用機械を入れるのも苦労するような場所であり、今後畑として使用するのには困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の伊藤義人委員、二瓶睦夫委員、星源嗣委員、齋藤隆男委員の4名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。申請地位置図、申請箇所図、現況写真につきましては、15ページから21ページに載せておりますのでご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番、伊藤義人委員より調査結果について、意見を願います。

○1番、伊藤義人委員

はい。5月13日の午後に現況確認を行ってまいりました。現況確認者は事務局で説明したとおりです。まず、桧原字〇〇、こちらは昔、民宿をやっておりまして、現在は〇〇〇〇

屋になっております。私も分からなかったのですが、登記上は畑になっていたようで、宅地に直さないまま、農地法が施行される前の昭和初期の頃から宅地として利用していたようです。続いて〇〇〇の畑は、〇〇〇〇センターの裏手にある農地で、こちらもだいぶ昔から耕作されておらず、原野相当に当たると判断しました。最後に〇〇〇の２筆ですが、写真を見ていただければ分かりますが、何十年もほったらかしにして畑は作っていなかったということでございまして、なかなか現況を農地に戻すのは難しいであろうということで、許可相当といたしました。また、申請人の方は郡山の方なので、今後も自分では耕作することもできないということでしたので、その辺も含め許可相当と判断しました。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、４番、二瓶睦夫委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○４番、二瓶睦夫委員

今ほど、伊藤委員が言われたとおりでございます。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、齋藤隆男委員より、推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、齋藤隆男委員

いえ、同じ意見です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○３番、岩田多吉委員

昔はできたのか。畑のまま建物建てたりすること。

○議長

農地法が施行される前から宅地として利用されていたようなので、その頃は違反転用というのなかったからできたんだと思います。

○議長

他にご意見、ご質問がございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第１号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今日は4件ございます。それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の22ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。こちらについては、新規設定となります。番号1番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇27番、地目は田、面積2,936㎡、同じく〇〇28番、地目は田、面積2,814㎡、北山字〇〇6番1、地目は田、面積2,819㎡、同じく〇〇32番1、地目は田、面積2,959㎡、同じく〇〇33番1、地目は田、面積2,738㎡、同じく〇〇34番1、地目は田、面積2,004㎡、同じく〇〇35番1、地目は田、面積1,549㎡、の7筆、面積の合計は17,819㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年6月1日から令和10年12月31日までの4年と7ヶ月間。賃借料の額は年額で320,742円。1反当たりになおしますと18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、23ページから26ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

〇〇〇さんは〇〇歳ということで、いったん会社は定年となったんですが、65歳頃までは嘱託とし勤めていられるそうで現在も勤めに行っているみたいです。今までは自分のと

ころで農業をやっていたんですが、機械も古くなってきたし、親も先日亡くなり、奥さんも農業に従事しない方なので、一人ではどうにもならないということで、これまで稲刈り等の時に作業を委託していた〇〇〇さんに、農作業全部お願いしたいということでございましたので、許可相当といたしました。

○3番、岩田多吉委員

まだ若いからできると思うんだけどな。せっかくこれまでやってきたのにもったいない。

○議長

機械も古くなってきたし、一人では難しいということでした。

○6番、遠藤俊一委員

親が亡くなったばかりだからな。

○3番、岩田多吉委員

それもあんだべな。

○議長

他にご意見等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の27ページをご覧ください。議案第2号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、新規設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さんとなりますが、こちらの利用権設定の申請が番号1番の〇〇〇さんの申請と併せて、平成31年の4月26日付けで提出されました。

が、申請当事者の〇〇〇さんが、その後、5月6日にお亡くなりになりましたので、今回の申請に係る許可書等については、相続人の〇〇〇さんに送付することとなります。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、番号1番と同じく〇〇〇さんでございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇6番1、地目は田、面積1,506㎡、の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年6月1日から令和10年12月31日までの4年と7ヶ月間。賃借料の額は年額で27,108円。1反当たりになおしますと18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、28ページから29ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

こちらは、番号1番と同一世帯でございまして、申請者は先日亡くなりました〇〇〇さんで、内容等については、番号1番と同様でございますので、許可相当と判断いたしました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の30ページをご覧ください。議案第2号、3件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、新規設定となります。番号3番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇28番、地目は田、面積1,988㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間。賃借料の額は年額で35,784円。1反当たりになおしますと18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、31ページから32ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。令和元年の5月17日に調査に行ってきました。〇〇〇さんの方から〇〇〇さんの方へ作っていただけないかと依頼があったそうで、今回賃借権を設定することになったそうです。これまで〇〇〇さんが自分で何とかやってきたそうなんですが、身体の調子が良くない、健康上の問題でお願いしたいということで、〇〇〇さんが隣の田んぼを耕作しているということもありましたので引き受けることにしたそうです。内容等にも問題はないようでしたので許可相当と認めました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の33ページをご覧ください。議案第2号、4件目の利用権設定について説明いたします。こちらは、新規設定となります。番号4番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇802番、地目は田、面積1,767㎡、同じく〇〇805番、地目は田、面積1,626㎡、同じく〇〇813番1、地目は田、面積768㎡、同じく〇〇850番、地目は田、面積939㎡、の4筆、面積の合計は5,100㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年6月1日から令和11年5月31日までの10年間。賃借料の額は年額で25,500円。1反当たりになおしますと5,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、34ページから35ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年5月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。二人には電話で話をしました。〇〇〇君はまだ若いんですけども体調を崩していて、昨年親父が亡くなり一人になって農業を続ける気持ちも無くなってしまったようで、親類でもある〇〇〇さんに頼むことにしたそうです。申請内容に間違い等もないようなので許可相当としました。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(「山田としお後援会入会申し込み」への協力について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3 番 _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)